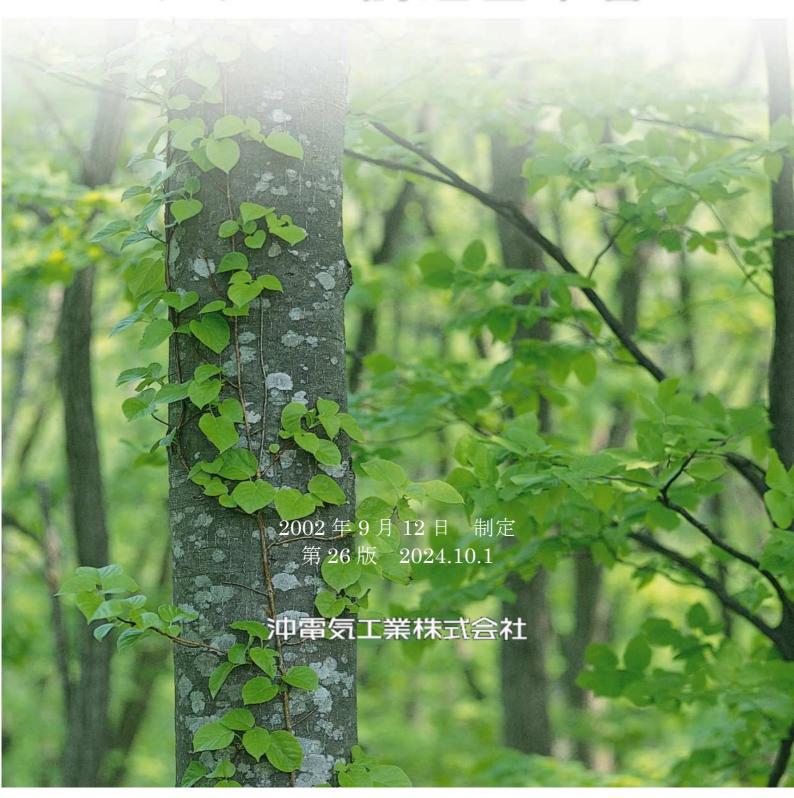


グリーン調達基準書



目次

| 1. OKI グループの環境経営 | 1 |
|------------------------------|---|
| 2. OKI グループのグリーン調達に対する考え方 | 1 |
| 2. 1 目的 | 1 |
| 2. 2 適用範囲 | 1 |
| 2. 3 用語と定義 | 1 |
| 2. 4 含有化学物質等への対応 | 3 |
| 2. 5 評価内容 | 4 |
| 2. 5. 1 環境マネジメントシステムに関する評価 | 4 |
| 2. 5. 2 製品含有化学物質管理システムに関する評価 | 4 |
| 2.5.3 環境負荷低減への取り組み状況評価 | 4 |
| 2. 6 含有の考え方と対象物質 | 4 |
| 2. 7 評価の判定 | 7 |
| 2.8 運用フロー | 7 |
| 3. お取引先様へのお願い事項 | 7 |
| 3. 1 ご提出していただく書類 | 7 |
| 3. 2 記入方法 | 8 |
| 3. 3 個人情報の取り扱い | 9 |
| 4. お問い合わせ先 | 9 |

=付属資料=

本基準書には下記の付属資料があります。OKI グループのグリーン調達基準書ホームページに 最新版を掲載していますので、ダウンロードし利用願います。

グリーン調達基準書: https://www.oki.com/jp/eco/product/procurement.html

•調查対象化学物質群

・環境保全評価チェックシート(様式-A)・SVHC 含有確認書(様式-C)・お取引先様 製品含有化学物質管理体制チェックシート(様式-D)

グリーン調達基準

1. OKI グループの環境経営

OKI グループは、次の世代のためによりよい地球環境を実現し、それを継承していきます。 そのために、環境経営を実践し、環境方針のもと環境負荷の低減と循環型社会の実現を目指します。

OKI グループ環境方針: http://www.oki.com/jp/eco/management/policy.html

2. OKI グループのグリーン調達に関する考え方

2.1目的

本基準書でグリーン調達に関する OKI グループの考え方と、具体的な要求基準及び運用について示します。

なお、OKI グループが、適用を受ける法令、規則ならびに事業形態、顧客要求などにより、本グリーン調達基準書と異なる内容をお願いした場合、それを優先します。

2. 2 適用範囲

本基準書は、お取引先様の環境保全活動及び以下の1)~3)の調達品に適用します。 ただし、本基準書の適用対象外にすることを0KIグループが顧客と合意している場合は、対象外とします。

また、OKI グループ内で使用される、OA機器、文房具、事務用品類は対象外とします。

- 1) 製品用部材
- 2) 包装用部材
- 3) OKI グループの製品と共に出荷される、またはシステムを構成するなど、セットで販売される他社製品。(増設品または交換品を含む)

2.3 用語と定義

意図的添加

特性、外観または性能向上を図るため意図的に添加すること。 (メッキ、難燃剤など)

不純物

意図せずに含まれてしまう化学物質。天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない化学物質または合成反応の過程で生じた技術的に除去しきれない化学物質。

含有量

実測値もしくは理論値、計算値、設計値でご回答ください。製造により含有量の変動がある場合は、原則として最大値でご回答ください。

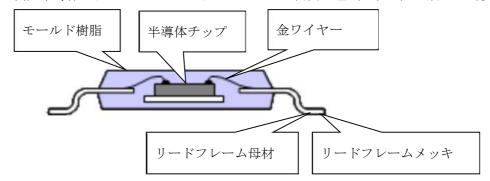
なお、部品、材料に対象物質が付着(接触)などにより残存する場合も、含有と見なします。

均質材料

部品構成の中で、機械的に解体できない材料のこと(homogeneous material)。機械的に解体とは、ねじ外し、切断、破壊、粉砕など。

具体例を以下に示します。

例)半導体のリードフレームとリードフレーム表面処理(メッキ)は別々の均質材料。



閾値

製品用部材ならびに包装用部材に含まれる化学物資の含有有無を判定する境界値。 閾値は ppm 及び質量% (wt%) で表されます。

SVHC

<u>Substances of Very High Concern の</u>略。高懸念物質と訳される。発癌性、変異原性、生殖毒性、生物蓄積性などを示す化学物質の中から EU の化学品庁が定めた物質で、段階的に追加されていく予定。

CMS

<u>Chemical Management System の略。当社への納入品に関し材料調達から出荷までの各段階において、含有する化学物質を適切に管理するために必要な製品含有化学物質管理システムを言います。本基準書では以後 CMS と記載します。</u>

<u>JAM</u>P

Joint Article Management Promotion-consortium (アーティクルマネジメント推進協議会) の略。アーティクル(部品や成形品などの別称)が含有する化学物質などの情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための具体的な仕組み作りや普及を進めている業界横断的な協議会。

化学物質 (Chemical Substance)

天然に存在するか、又は任意の製造工程において得られる元素及びその化合物。

混合物(Mixture)

二つ以上の化学物質を混合したもの。

例:塗料,インク,はんだ,添加剤を含有する樹脂ペレットなど。

成形品(Article)

製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの。

例:金属の板材,歯車,集積回路,電気製品,輸送機器など

製品用部材

OKI グループにおいて製造する製品に組み込まれたり、添付される材料、部品、完成品 (OEM・ODM 製品も含む)、ユニット品など全てのもの。

OEM: Original Equipment Manufacturer

ODM: Original Design Manufacturer

包装用部材

OKIグループが出荷する製品や、調達する製品用部材の保護、取扱などのために使用される、あらゆる種類のあらゆる素材で作られた全てのもので、下記の両者を言う。

製品用部材の包装用部材: OKIグループが調達する製品用部材の保護、取扱などのために使用される包装材。

出荷製品の包装用部材: OKIグループから顧客へ製品を出荷する際に使用される包装材。

例:段ボール、緩衝材、袋(ポリ袋またはビニル袋など)、粘着テープ、乾燥剤 パレット(木製、プラスチック製)、パレットラッピング用シート (付属資料の調査対象化学物質群「表1包装用部材の具体事例」を参照。)

納入品

お取引先様がOKIグループへ納入する、製品用部材ならびに包装用部材の全てのもの(製品用部材の包装材を含む)。

SDS

安全データシート (あんぜんデータシート: Safety Data Sheet) 、有害性のおそれがある化学物質を含む製品を他の事業者に譲渡又は、提供する際に、対象化学物質等の性状や取り扱いに関する情報を提供するための文書。

GHS

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」

国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類・表示方法

ラベルによる情報伝達

JIS Z 7253 (GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法) に規定される、絵表示ラベルのほか、記載項目による情報の伝達。

危険有害性クラス

「物理化学的危険性」、「健康に対する有害性」、「環境に対する有害性」に関して設定された、GHSの各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた文言で、該当化学品の危険有害性の性質及びその程度を指す。

絵文字

GHSの各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた絵表示。

SCIP情報

EUの廃棄物枠組み指令(WFD)により、EUへ上市する成形品に含有するSVHCを対象に、ECHAのデータベースへ登録することが義務付けられた情報。

2. 4 含有化学物質等への対応

禁止対象物質

製品用部材ならびに包装用部材への含有を禁止する化学物質。含有している場合は原則として購入致しません。回答で非含有としたにもかかわらず禁止対象物質の含有があり、それが原因で当社に損害が発生した場合、お取引先様との契約に基づき契約不適合責任を負っていただく場合があります。

ただし、OKIグループが含有を許可した場合、またはOKIグループが図面、仕様書などで物質や 閾値を定めた場合は、それを優先します。また RoHS指令ほか、各法規制の適用除外項目に該当す る場合は、含有可とします。なお、お取引先様が商社の場合におかれましても、契約に基づき含 有濃度、含有量などの回答内容を保証していただきます。

報告対象物質

製品用部材ならびに包装用部材への含有状態(使用用途、使用部位、濃度など)を報告する化学物質。禁止対象物質と重複している物質は、禁止対象物質としての扱いを優先します。お取引先様からの調査回答に報告が無い化学物質については、閾値以下とみなします。回答で報告が無いにもかかわらず報告対象物質の含有があり、それが原因で当社に損害が発生した場合、お取引先様との契約に基づき契約不適合責任を負っていただく場合があります。

報告対象物質は、今後禁止対象物質に指定する可能性がありますので、含有している場合は代 替準備のご検討をお願いします。

製造工程使用禁止対象物質群

OKI グループが調達する製品用部材ならびに包装用部材の、お取引先様での製造工程(洗浄、脱脂、触媒、溶解、など)で使用する化学物質で、オゾン層保護法など、法規制対象の化学物質。使用している場合は、運用の改善依頼をさせていただき、適切な改善が見られない場合には、取引内容を見直す事があります。

製造工程におけるフタル酸エステル類の移行性対応

OKI グループが調達する製品用部材ならびに包装用部材が、お取引先様の製造工程や倉庫の樹脂製またはゴム製の資材類(導電マット、ベルトコンベヤーのマット、テープ、作業用手袋、保管運搬用のパレット/箱など)と接触することにより、フタル酸エステル類が移行することが無いように管理をお願いします。

2. 5 評価内容

従来のお取引先様の選定基準に加え、環境保全活動に対する「環境マネジメントシステムの構築状況に関する評価」「製品含有化学物質管理システムの構築状況に関する評価」及び、「環境負荷低減への取り組み状況」を評価し、その総合評価で環境負荷の低いお取引先様からの調達を優先します。「環境保全評価チェックシート様式-A」を用いて、評価を行ってください。

2. 5. 1 環境マネジメントシステムに関する評価

お取引先様には、原則として環境マネジメントシステム (IS014001) の認証取得をお願い致します。第三者機関による認証を取得していない場合には、当社より監査を実施させていただく事があります。監査結果に基づき、運用の改善依頼をさせていただき、適切な改善が見られない場合には、取引内容を見直す事があります。

2. 5. 2 製品含有化学物質管理システムに関する評価

お取引先様には、製品用部材ならびに包装用部材に含有する化学物質を適切に管理するため、 製品含有化学物質管理システム (CMS) の構築をお願いします。

なお、OKI グループから要求があった場合は「お取引様製品含有化学物質管理体制チェックシート様式-D」を用いて自己評価を行い、その結果の評価点をご記入ください。

評価結果により、必要に応じて当社より監査を実施させていただく事があります。監査結果に 基づき、運用の改善依頼をさせていただき、適切な改善が見られない場合には、取引内容を見直 す事があります。

2. 5. 3 環境負荷低減への取り組み状況評価

お取引先様には、資源循環、地球温暖化防止、生物多様性保全など環境負荷低減への取り組み をお願いします。各分野について取り組み状況の評価を行ってください。評価結果により、必要 に応じて取り組みレベルの向上(評価点数の向上)を要請させていただきます。

2.6 含有の考え方と対象物質

1) 含有の判定基準について

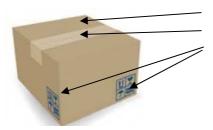
製品用部材ならびに包装用部材への化学物質含有の有無は、表1に示した基準により判定します。

表 1 含有判定基準

| | 閾値 | 含有「あり」と判定 | 含有「なし」と判定 | | |
|--------------------------|----------------|--|--|--|--|
| 禁止対象物質 ならびに 報告対象物質 | 意図的添加と数値の両者で設定 | ・意図的添加がある (含有数値の大小に関わらず) ・意図的添加ではないが、不純物としての含有率が閾値を超える 含有率=(対象化学物質の質量) 質量) | ・意図的添加はなく、かつ不 純物としての含有率も閾値 以下 ÷ (調査単位または均質材料の | | |
| | 数値設定 | ・含有率が閾値を越える | 含有率が閾値以下 | | |
| | のみ | 含有率=(対象化学物質の質量) 質量) | ÷(調査単位または均質材料の | | |
| | 意図的添 加のみ | ・意図的添加がある (含有数値の大小に関わらず) | ・意図的添加がない | | |

2) 包装用部材における4種類の重金属の合計含有判定

包装用部材毎の質量に対する 4 種類(カドミウム、鉛、水銀、6 価クロム)の重金属の合計含有率で判定する。なお、包装用部材へ印刷やマーキングされたインキ、塗料類は、それぞれを包装用部材として扱う。以下に含有判定例を示す。



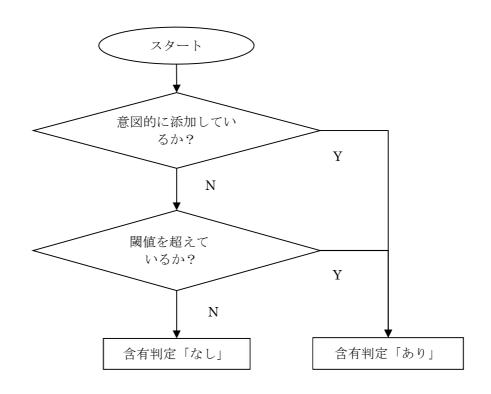
段ボール 粘着テープ

インキ (段ボールと分けて判定。色違いなど 材料が異なる場合は、色別に判定)

含有判定 (例)

| 含有物質 包装用部材 (質量) | カドミウム (mg) | 鉛 (mg) | 水銀 (mg) | 6価クロム (mg) | 合計 (mg) | 含有率算定 (ppm) | 判定 |
|-----------------------|----------------|--------------|------------|---------------|------------|------------------------------------|----|
| 段ボール (100g) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 粘着テープ(1g) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| インキ(80mg) | 0. 005 ×2 面 | 0.001 ×2面 | 0 | 0 | 0. 012 | 0. 012/80 ×10 ⁶ =150 | × |

3) 意図的添加と数値の二つの閾値が設定されている場合の含有判定フロー



4) 調査対象化学物質群

付属資料の「調査対象化学物質群」を参照願います。

2. 7 評価の判定

お取引先様は、本基準書に基づき、環境マネジメントシステムの構築や製品含有化学物質管理システムの構築、ならびに環境負荷低減への取り組みについて、環境保全評価チェックシート(様式-A)により自己評価を実施し、その結果を提出していただきます。

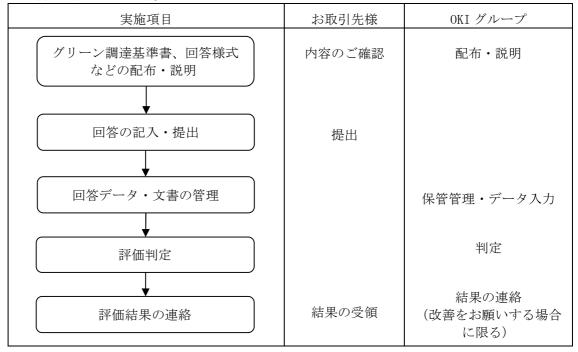
なお、OKI グループから製品含有化学物質管理体制チェックシート (様式-D) の依頼がされた場合、上記自己評価と合せチェック結果の提出を、お願い致します。

自己評価結果ならびに製品含有化学物質管理体制チェックシートの内容について必要と判断した場合には、詳細を確認させていただきます。

また、環境負荷が大きいと判定した場合には改善をお願いする場合があります。

2.8 運用フロー

運用の手順を下記に示します。



3. お取引先様へのお願い事項

3. 1 ご提出していただく書類

(1) chemSHERPA-AI データ

製品用部材ならびに包装用部材において、成分情報、遵法判断情報の両者(SCIP 情報を含む)を必須とします。成分情報について弊社から全成分(FMD)での情報伝達要求があった場合には、全成分(FMD)での情報提供をお願いします。

回答対象の物質は、付属資料「調査対象化学物質群」(※1)、及び chemSHERPA-AI の管理対象物質(※2)です。これら以外にも、お取引先様が含有情報を把握している場合、ご回答のご協力をお願いします。

※1:「調査対象化学物質群」には、chemSHERPAの管理対象物質でない物質(付属資料一覧表の

No に※を付記)も含まれますので、含有している場合は、chemSHERPA 成分情報において「管理対象物質以外の物質」として報告してください。また、閾値に「意図的添加」を含む物質を情報伝達する場合、意図的添加か否かを chemSHERPA 成分情報のコメント欄に入力してください。 ※2: chemSHERPA-AI での回答については、「chemSHERPA 製品含有化学物質情報利用ルール」に基づきお願いします。

https://chemsherpa.net/aboutchemsherpa/description

※3:包装用部材については、OKI グループからの出荷製品に使用される全てを対象とします。 お取引先様からの製品用部材の包装材を OKI グループからの製品出荷に使用する場合、追加の 調査回答をお願いすることがあります。

なお、混合物/化学物質は、chemSHERPA-AIで回答が困難な場合、chemSHERPA-CIデータでも可とします。

- (2) 「環境保全評価チェックシート」(様式-A) は、OKI グループから要求があった場合に、生産拠点ごとに提出をお願いします。
- (3) 「SVHC 含有状況確認書」(様式-C)は、OKI グループから要求があった場合に、提出をお願い します。
- (4) 「お取引様 製品含有化学物質管理体制チェックシート」(様式-D) は、取引を新規に開始する 場合や継続更新など、CMS 構築・運用状況の確認を必要とするため、OKI グループから要求があった場合に、提出をお願いします。

なお、提出書類に変更が生じた場合、あるいは提出書類に変更がなくても材料、工程などに変更が 生じた場合には、再提出をお願いします。

3. 2 記入方法

(1) 環境保全評価チェックシート(様式-A)

太枠内《お取引先様ご記入欄》の提出または再提出日、会社名、所在地、納入品名、部署名、評価責任者名、電話番号、FAX番号、評価責任者のEメールアドレスを記入してください。

1項 "環境マネジメントシステムの構築状況" ならびに 2項 "製品含有化学物質管理システムの構築状況"の評価に関しては、回答欄の該当する黄色セル欄に"1"を記入してください。

3 項 "環境負荷低減への取り組み状況"の評価に関しては、回答欄(太枠線内)の該当する黄色セル欄に"1"を記入してください。判定基準は評価内容の80%以上を満たしている場合に 『はい』とします。

評価結果により、必要に応じて当社より監査を実施させていただく事があります。監査結果に基づき、運用の改善依頼をさせていただき、適切な改善が見られない場合には、取引内容を 見直す事があります。

(2) chemSHERPA-AI

記入要領については、JAMP が所管する製品含有化学物質情報伝達スキーム関係のマニュアル類をご参照ください。chemSHERPA-AI 入力支援ツール、及びマニュアル類は下記より最新版をダウンロードしてご使用ください。なお、OKI グループの依頼元から調査回答フォーマットの指定がされた場合は、その指示に従ってください。

URL : https://chemsherpa.net/tool

(3) chemSHERPA-CI

記入要領については、JAMP が所管する製品含有化学物質情報伝達スキーム関係のマニュアル類をご参照ください。chemSHERPA-CI 入力支援ツール、及びマニュアル類は下記より最新版をダウンロードしてご使用ください。

URL: https://chemsherpa.net/tool

3.3 個人情報の取り扱い

お取引先様から本基準書に基づき提出いただいた個人情報は、OKI グループ内で共有させていただきますが、お取引先様及び納入品の評価をする目的以外に使用することはありません。

当社個人情報の取り扱いにつきましては、下記の URL をご参照ください。

OKI グループ 個人情報保護ポリシー URL: http://www.oki.com/jp/privacy/

4. お問い合わせ先

生産調達統括本部 調達センター 調達企画部 調達基盤チーム

TEL: 03-3454-2111 (代表)

システムセンター マネジメントシステム統括部 地球環境チーム

TEL: 03-3501-3111 (代表)

URL: https://www.oki.com/cgi-bin/inquiryForm.cgi?p=008j

「OPES 2080 付 01 グリーン調達基準書」変更履歴

| 版数 | 制改訂年月 | 改訂理由ならびに変更概要 | 記事 |
|---------|--------------|--|----|
| 初版 | | 新規制定 | 印子 |
| 19月71区 | 2002. 9. 12 | 「グリーン調達調査共通化協議会」の調査対象物質リスト変更 | |
| 2版 | 2003. 10. 25 | に伴い、調査物質見直し | |
| | | 「グリーン調達調査共通化協議会」の調査フォーマット変更に | |
| 3版 | 2006. 5. 29 | 伴い、内容見直し | |
| | | 「グリーン調達調査共通化協議会」の例示物質追加に伴い、物 | |
| 4版 | 2006. 8. 23 | 質リスト変更。社内改善要望折込みと記訂正 | |
| 5版 | 2008. 3. 14 | 「グリーン調達調査共通化協議会」の改定内容及び社内改善要 | |
| Э ЛХ | 2008. 3. 14 | 望折込み他 | |
| | | ・管理対象物質、任意報告物質の管理区分を追加 | |
| | | ・SVHC(高懸念物質)を管理対象物質として追加/管理対象物質 (SVHC)確認書を新設 | |
| 6版 | 2009. 9. 4 | ・PFOS を禁止対象物質に追加 | |
| | | ・報告書様式として、JAMPのAISを追加導入 | |
| | | ・組織変更に伴う問い合わせ先変更 他 | |
| | | ・JGPSSI 調査回答フォーマット最新版へ対応 | |
| 7版 | 2010. 4. 20 | ・SVHC(高懸念物質)の追加 | |
| | | ・JGPSSI 調査回答フォーマット最新版へ対応 | |
| 8版 | 2010. 8. 30 | ・報告書様式として JAMP の MSDSplus を追加導入 | |
| | | ・お問い合わせ先変更 | |
| 9版 | 2011. 5. 20 | ・JIG-101Ed4.0 へ対応し、表-2 禁止対象物質の閾値変更 | |
| 9 /// | 2011. 5. 20 | ・お問い合わせ先電話番号変更 | |
| | | ・様式 10 サプライヤの化学物質管理体制チェックシートを追加 | |
| | | ・JIG-201Ed1.0対応、包装用部材を対象とした管理対象物質を 追加 | |
| | | ・ JIG-101Ed4. 1 へ対応し、ローハロゲン JS709 対象の物質(臭 | |
| 10版 | 2011. 10. 31 | 素系・塩素系難燃剤など)を追加 | |
| 10 7汉 | 2011. 10. 31 | ・管理化学物質の呼称を適正化 | |
| | | 含有禁止物質 ⇒ 禁止対象物質 | |
| | | 含有抑制物質 ⇒ 報告対象物質 | |
| | | 含有管理物質 ⇒ 管理対象物質 | |
| | | ・JAMP AIS/MSDSplus 記入例の V4.0 対応 | |
| 11版 | 2012. 1. 31 | ・JGPSSI 包装材含有物質調査票を新規追加 | |
| 11 /1/X | 2012. 1. 01 | ・様式 1~3 を変更 スの/h - HC 101 Fl 4 1 2 の対応など | |
| | | ・その他、JIG-101 Ed 4.1 への対応など・様式を A.B.C.D の 4 種類に統廃合 | |
| | | ・様式をA、B、C、Dの4種類に初発台 ・環境保全評価シートに環境負荷低減への取り組み状況の評価 | |
| | | として、資源循環、地球温暖化防止、生物多様性保全の評価 | |
| 12版 | 2012. 10. 15 | 項目を追加 | |
| 14 /// | 2012. 10. 10 | ・材料構成情報物質調査票、材料構成情報物質リストを廃止。 | |
| | | ・記入例を様式から削除。記入事例集に纏め、グリーン調達基 | |
| | | 準書の参考資料として別資料化 | |
| | | ・禁止対象物質である鉛化合物及びクロム化合物の濃度分母を | |
| 13 版 | 2013. 9. 5 | 一部訂正 | |
| -5 /10 | | ・Proposition 65 表示対象 DIDP、DnHP を報告対象物質に追加 | |
| | | ・調査フォーマットに JAMP-AIS を追加 | |
| 1 4 単三 | 2014 4 7 | ・包装材調査フォーマットを旧 JGPSSI 包装材含有物質調査回 | |
| 14版 | 2014. 4. 7 | 答フォーマットから AIS へ変更 | |
| | | ・製品用禁止対象物質へ HBCDD を追加 | |

| 2016. 7. 1 | ・調査回答フォーマットに chemSHERPA を追加・グリーン調達(旧 JGPSSI)調査回答フォーマットを削除・製品用部材の禁止対象物質に BNST を追加・IEC62474 との差分を反映 | |
|--------------|---|--|
| 2017. 7. 22 | ・DEHP、BBP、DBP、DIBP を禁止対象予定物質として追加 ・IEC62474 との差分を反映 (HBCDD 報告閾値 1,000ppm→100ppm に変更ほか) | |
| 2018. 7. 22 | ・DEHP、BBP、DIBP を禁止対象物質に変更 ・調査回答フォーマットの AIS 及び MSDSplus を削除 ・BNST を禁止対象物質から削除 ・非含有保証書を、下記の二種類に分割 製品用部材と当社へ納入時に使用する包装用部材対象の B1 OKI グループから顧客へ納入時に使用する包装材を対象の B2 | |
| 2018. 9. 25 | ・包装用部材に対して、フタル酸エステル類の含有禁止対象 を製品と直接接触する樹脂製とゴム製に限定 ・禁止対象物質の閾値(報告レベル)をIEC62474と整合 | |
| 2019. 1. 25 | 適用範囲の明確化 環境ビジョン2020の削除 お取引先様の製造工程におけるフタル酸エステル類の移行性管理を追加 PFOSの閾値(報告レベル)を誤記修正 1μg/m2以下 → 1μg/m2を超える場合 DMFの法令基準の見直し ほか | |
| 2020. 1. 7 | ・ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩ならびに PFOA 関連物質、赤りんを製品用部材の禁止対象物質に追加(表 2)・PBDE 類に decaBDE を含むことを明確化・フタル酸エステルグループ1にDIBPを加え4物質に変更し、表3 報告対象物質から表2 禁止対象物質に変更・表5包装用部材禁止対象物質群のフタル酸エステル類(BBP, DBP, DEHP, DIBP)の4物質を個別禁止から個別および4物質合計での禁止に変更 | |
| 2021. 1. 8 | ・SCIP 情報の提出を必須として追加 ・赤リンを含有禁止対象物質から削除 ・PAHs を報告対象物質に追加 | |
| 2022. 3. 31 | ・調査対象化学物質群を本基準書の付属資料として分離。 対象物質の変更点等は付属資料に記載 ・お問い合わせ先変更 | |
| 2022. 12. 20 | ・非含有保証書 様式-B1 と様式-B2、表 2 の削除・商社の保証を明確化(2.4項) | |
| 2023. 4. 1 | ・お問い合わせ先変更 | |
| 2024. 1. 5 | ・「2.4含有化学物質等への対応」から任意報告物質を削除 ・「3.1ご提出していただく書類」の(1)製品用部材、(2)包装 用部材に、回答時の注意事項を追加 | |
| 2024. 10. 1 | ・「2.4 含有化学物質等への対応」の製品用部材と包装用部材 の禁止対象物質の説明を統合。報告対象物質も同様に統合。管 理対象物質を報告対象物質に統合。 | |
| | 2017. 7. 22 2018. 7. 22 2018. 9. 25 2019. 1. 25 2020. 1. 7 2021. 1. 8 2022. 3. 31 2022. 12. 20 2023. 4. 1 2024. 1. 5 2024. 10. 1 | 2016.7.1 2016.7.1 2016.7.1 2016.7.1 2017.7.22 2017.7.22 10.00 2017.7.22 10.00 2017.7.22 10.00 2017.7.22 10.00 2017.7.22 10.00 2017.7.22 10.00 2017.7.22 10.00 2017.7.22 10.00 2017.7.22 10.00 2017.7.22 10.00 2017.7.22 10.00 2017.7.22 10.00 2017.7.22 10.00 2017.7.22 2018.7.22 2018.7.22 2018.7.22 2018.7.22 2018.7.22 2018.7.22 2018.7.22 2018.7.22 2018.7.22 2018.9.25 2018.9.25 2018.9.25 2018.9.25 2018.9.25 2018.9.25 2018.9.25 2018.9.25 2018.9.25 2018.9.25 2018.9.25 2019.9.1.25 2019 |

※22版以降では、調査対象化学物質群は付属書として分離したため、対象物質の変更については付属書をご参照ください。